

「建設リサイクル推進に係る方策について 中間とりまとめ」に対する意見(抜粋)

箇所	ご意見の要約 (抜粋：建設リサイクル制度関連)	【参考】 対応する 論点(案)
3 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み		
(1) 情報管理と物流管理	建設副産物の情報追跡・管理方策(サプライチェーン・マネジメント)を法制度等に結び付けるべき	I)(2)② II)(1) II)(2)
(2) 関係者の連携強化	解体工事における建設リサイクル法の届出は、元請から下請け、二次下請け、実施工者まで、発注の流れがわかり、管理できるようにしなければ、きちんと費用が負担されているのか判断できず、責任の所在もあいまいになる	I)(1)④
	建設工事の契約時に分別解体、再資源化及び適正処理等の内容及び費用の内訳を明示する等の措置を講ずべきとあるが最終的に契約時の内容が実施されたか確認、検証されるようにすべき	I)(2)② II)(1) II)(2)
	重層下請けの末端まで再資源化・適正処理に必要な費用が適正に審査するため、第三者機関で審査し合格した内容以外の契約は無効とするなど制度を設けるべき	I)(1)④ I)(1)⑥
4 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する主要な取り組み		
(2) 現場分別について	建設発生木材の分別解体指導を強化すべき	I)(1)②
	解体業の業界責任があいまいになるおそれがあり、また解体工事に伴う労働災害や解体副産物の不適正処理を防止するため、「解体工事業」を建設業法の業種とすべき	I)(1)⑤
	解体工事における発注者及び元請業者の責任を強化すべき	I)(1)
	他の建設副産物の再資源化に支障をきたす分別不備の最大の建設副産物は、廃石膏ボードであり、廃石膏ボードの現場分別の義務付けが必要	I)(1)③
	未届工事を防止するため、建設リサイクル法の届出受理時に「届出済みシール」を交付し、現場の掲示板に貼付させるべき	II)(2)②
	県や市町村と合同で行っている「産業廃棄物不法投棄防止合同パトロール」等においても、民間の解体工事から排出されたと思われる建設廃棄物の不法投棄が多数見られる。建設リサイクル法の規模要件を撤廃すべき	I)(1)①
	廃石膏ボードについて、分別後どのように処理したかの報告を義務付けるべき	II)(1)
(4) 適正処理について	建設リサイクル法遵守の徹底を図るべき。	II)(1) II)(2)
	建設リサイクル法の届出で、中間処理を行う施設や処理方法について記載されるよう法改正すべき	I)(1)④
	処理委託契約書やマニフェストの交付状況の写しを元請から行政へ提出し、適正な監視が担保されるような法制度にしてほしい	II)(1) II)(2)
	再資源化を名目に規制を逃れる行為を防止するため、管理票の作成を破碎の時点で終了させることなく、再資源化の最終段階まで記載させるよう記載方法を変更し、再資源化の検証を行うべき	II)(1) II)(2)
	解体工事に対しては建設リサイクル法が、廃棄物処理に対しては廃棄物の処理及び清掃に関する法律が別々に適用され、これを執行・所管する国、自治体の部署も同様に、住宅・建設部門と環境部門とに分かれており、違法・不適正処理の実態に即した一貫した監視・指導体制が構築されておらず、また、情報の共有もされていないため、違法・不適正処理の掌握が遅れることにより、不法投棄や不適正処理への対策が後手に回っている。	II)(2)③
不法投棄阻止のため、パトロール強化が必要であり、人員の増員、充実を加えるべき	II)(2)②	